

愛知県環境審議会 自然環境保全部会
会 議 録

1 会議の日時

令和4年2月28日（月） 午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

愛知県本庁舎正庁（6階） ※一部の委員及び専門委員はオンライン参加

3 出席者の職名及び氏名

(1) 委員（4名）

愛知教育大学教育学部教授	渡 邊 幹 男
名古屋大学博物館准教授	西 田 佐 知 子
公募委員（ビオトープ・ネットワーク中部会長）	長 谷 川 明 子
名古屋工業大学大学院工学研究科教授	増 田 理 子

(2) 専門委員（8名）

一般社団法人愛知県猟友会会長	佐 藤 勝 彦
愛知県野鳥保護連絡協議会議長	高 橋 伸 夫
愛知学院大学教養部准教授	富 田 啓 介
名古屋大学大学院環境学研究科准教授	中 川 書 子
愛知県農業協同組合中央会常務理事	廣 田 憲 吾
愛知県森林組合連合会代表理事専務	前 田 徹 恵
東海学園大学名誉教授	宮 崎 幸 恵
岐阜大学社会システム経営学環准教授	森 部 絢 嗣

(3) 事務局（9名）

環境局技監		小 野 俊 之
環境局環境政策部自然環境課	課 長	杉 本 安 信
〃	担当課長	夏 目 享 之
〃	課長補佐	大 瀧 信 行
〃	課長補佐	小 川 敏 幸
〃	課長補佐	石 原 英 昌
〃	主 査	加 納 正 也
〃	主 事	内 藤 顕 一
〃	技 師	加 藤 啓 司

4 審議事項等

(1) 審議事項（3件）

- ア 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- イ 第二種特定鳥獣管理計画の策定について
- ウ 振草溪谷県立自然公園の公園計画の変更について

(2) 報告事項（1件）

あいち生物多様性戦略2030について

(3) 審議等の内容

別添のとおり

(1) 審議事項

ア 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

資料1-1～1-5に基づき説明

※意見なし

イ 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

資料2-1～2-8に基づき説明

(森部専門委員)

資料2-2のNo.20のニホンザルの計画における対応について、計画で「除去」という表現をあまり聞いたことがない。除去は、どういうイメージなのか。

(事務局)

新たな地域への進出群に対しては、群れの全頭駆除も含め、検討するというところで考えている。

(森部専門委員)

予察捕獲に近い考え方ということか。

(事務局)

予察捕獲ではなく、まずは加害レベルを明らかにし、そのレベルに応じた捕獲を検討するというところで考えている。

(森部専門委員)

「除去」という表現ではなく、鳥獣保護管理法上で定義がしっかりされている「管理」という表現のほうが良いのではないか。

(事務局)

管理には、捕獲や防除等、様々な意味がある。ここでは、捕獲という意味で、「除去」という表現を使用したものである。

(森部専門委員)

そうであれば、「捕獲」という表現で良いのではないか。

(事務局)

環境省のニホンザルの計画作成のためのガイドラインでは、「除去」という表現が使われており、その表現を使用したものである。

(森部専門委員)

承知した。

ウ 振草溪谷県立自然公園の公園計画の変更について

資料3-1～3-7に基づき説明

(増田委員)

駐車場について、既存のものが付近にあるが、新たに開発するということか。

(事務局)

車両が2～3台止められる空間があるが、駐車場として整備されていないため、新たに整備したいと地元の意向があり、施設計画を追加したものである。

(増田委員)

登山者の方は既設の駐車場を利用して登山をしているようである。一方で、入り口直下のところはあまり車を止められないので、ここに設置する理由が気になった。

(渡邊部会長)

私も何回かここへ行ったことがあるが、駐車場があるが止められず、おそらく地元として路上駐車をされるよりは、駐車場を整備して利用してもらおうということかと思う。とはいえ、次々に駐車場を増やすわけにもいけないので、新しく整備した場合にどの程度利用されているのか、駐車場を造る前と造った後でどうかを報告していただきたい。

(長谷川委員)

5点質問等させていただきたい。

1つ目は、計画上の車道幅を確認したい。車道は拡幅していくと法面も削れ、樹木の伐採なども伴う。

2つ目は、歩道の整備の方法について確認したい。歩道の造り方の明記がないとアスファルト舗装されるなど望ましくない状況が生じうる。

3つ目は、新たに設置する駐車場において、水を薄く張ったプールの設置など、外来種の侵入予防対策を講じて欲しい。

4つ目は、道路を削除するとのことだが、道路は利活用されるのか。諸外国などでは、道路を造る代わりに一部を森に戻すなどといった取組をしているところもある。

最後は、駐車場はどのように造るのか。アスファルト敷きだと、車内温度の上昇や自然公園であるのに生物が住めない環境を作ることはいかがなものかと考える。駐車場を造る際には、費用対効果の発想が大きくなってしまうため、例えば砂利敷きにするなど、何か計画の中で方向性が示されているとよい。

(事務局)

道路、歩道の追加は、既にある道路、歩道で変更前の計画に載っていなかったもので、自然公園の利用に供するものを記載させていただいたものである。現状造り直す計画があるものではない。道路の削除について、前の計画で位置付けられていたが、自然公園の利用の面で活用ができなかったということで計画上削除するものである。駐車場の造り方についても、道路、歩道等と同じで、将来的には造られる可能性はあるが、現時点で具体的な整備計画まで定まっているものではない。整備する際には、自然公園事業として造る、あるいは規制の下で許可を得て造ることとなるが、その場合には、県で審査を行うこととなる。

(長谷川委員)

普通地域の場合、届出だけではないのか。

(事務局)

普通地域であれば、届出ということもあり得る。ある程度面積が整備される場合、県がチェックすることになる。

(長谷川委員)

特別地域の場合は許可制であるので、チェック機能が働くが、普通地域の場合、届出を受理するだけではないのか。また、造る場合は県道になるのか。不必要に幅の広い道路を造るなどといった事が無いように計画の中で示されているとよい。

(事務局)

届出の場合でも、内容から風致景観に支障を与えるものについては、計画の変更等の制限をかけることも制度上は可能とされている。道路を造る場合、県道とは限らない。町道としての整備も考えられる。御指摘いただいた意見は、地元とも共有して道路整備に反映されるようにしていきたい。

(森部専門委員)

先ほど、具体的な計画はないとのことだが、実際に現在の利用状況等の説明がなく判断のしようがない。

(渡邊部会長)

駐車場をアスファルト舗装とすると、外来種が拡散する問題がある。普通地域の場合は届出で済んでしまう。現行あるものを直す場合には無理かもしれないが、新たに造る場合には、具体的な構造等を示していただきたい。

(事務局)

必要に応じて示させていただく。

(森部専門委員)

この審議でよしとした場合に、駐車場ができてしまうということではないか。

(渡邊部会長)

具体的な計画があがってきた段階で、事務局から必要に応じて報告することは可能である。

(森部専門委員)

それは二度手間ではないか。具体的な計画が示されてから審議すべきではないか。

(事務局)

公園計画に駐車場の施設計画が位置付けられていないと、公園事業として駐車場を整備できないこととなる。具体的な駐車場の構造や規模については、計画への位置付け後に検討を行うこととなり、許可申請、届出又は公園事業の認可申請として示されたものを県が審査していくこととなる。

(森部専門委員)

具体的にはどこが審査するのか。

(事務局)

許可申請、届出は県が基準に基づき審査をする。許可申請、届出は、この部会の審議事項ではないが、この駐車場の件については、具体的な計画が示された段階で報告させていただきたい。

(森部専門委員)

こういった計画の審議をするのであれば、現在の状況や問題などをあげるなど判断する材料が欲しい。

(渡邊部会長)

行政として、将来の事業予算化のためにあらかじめ計画に位置付けていくことは多々ある。実際に造るとなった場合は、自然環境にどういう影響を及ぼすかを示して頂かないと判断は難しい。特に外来種の問題はアスファルト舗装にしてしまうと種がかなり拡散してしまう。地元に対しても、これらの対策を含めた形で計画をして頂きたい。具体的な計画が出てきた段階で報告いただき、委員等から意見をいただくこととして欲しい。

(事務局)

承知した。

(森部専門委員)

予算取りということであれば、むしろ、こういった構想があるからこういうものを造りたいというところで、その資料と合わせて審議にかければ、判断材料になり得る。

(事務局)

今後、具体的な計画があがってきたら、委員の御指摘を踏まえて対応させていただきたい。

(中川専門委員)

先ほども話があったが、これまでの利用状況が分からないと判断のしようがないと考える。資料3-4の8頁をみると、利用者が平成30年度と令和元年度でみると増えている訳ではなく、やはり、駐車場整備が必要という材料がない。

(渡邊部会長)

現在は具体的な計画がないということであるため、具体的な計画があがってきた時には、報告させていただきたい。

この議題に関しても、この資料を部会報告としたい。これだけ意見が出たことも踏まえて、今申し上げた事項をできれば付帯事項とすることも含め、その文言については、部会長に一任していただくこととして異議はないか。

※異議なし

(2) 報告事項

あいち生物多様性戦略2030について

資料4-1、4-2に基づき説明。

(前田専門委員)

戦略の進行管理を自然環境保全部会に引き継ぐとのことだが、どのような経緯でそうなったのか。戦略推進委員会の構成員は、自然環境保全部会に引き継ぐことについて了承しているのか。具体的には進行管理はどのようなことをするのか。

(事務局)

自然環境保全部会への引き継ぎについては、2月に開催した戦略推進委員会です承知している。

これまでは自然環境保全部会と戦略推進委員会の両方で開催してきたが、行政改革の関係で一本化するものである。また、引き継ぎにあたり、国際関係など、現在の部会に補う必要がある分野については、来年度に新たに専門委員を追加する予定である。

進行管理については、今回報告した重点プロジェクトをはじめ、200 くらいの行動計画について行うこととなる。

(前田専門委員)

承知した。戦略の進行管理としては、年1回のイメージか。5年に1回か。

(事務局)

基本的には、前年度の状況の説明のため、夏に1回、翌年度の取組の説明のため、冬に1回の年2回程度を想定している。

(廣田専門委員)

ブルーデータブックをはじめ、労力をかけて素晴らしいものを作成いただいていると考える。こういった活動等について、県としてメディアにはどのようにPRしていくのか。

(事務局)

メディアに掲載されると活動も活発になると考える。具体的には、高橋専門委員が参加されている西三河南部生態系ネットワーク協議会での鳥の保全活動や、知多半島生態系ネットワーク協議会でのキツネに係る活動が中日新聞に掲載されている。PRを行い、サポーターを増やしたり、生物多様性に係る取組を進行させていきたい。

(渡邊部会長)

PRは難しいが、特別な公開時期が設定されている湿地や保全地域については、メディアに掲載されることが多いので、活用していきたい。

(森部専門委員)

重点プロジェクトAの湿地に関して、ニホンジカによって湿地の植物が食べられてしまうことが考えられる。管理されている場所はすぐに気づけるが、そうでないところは注意しておく必要がある。

(渡邊部会長)

ニホンジカによる被害を防ぐため、防護柵を設置せざるを得ない場所もある。また、湿地の場合はイノシシの被害もある。ニホンジカによる被害で絶滅していく植物もあるので、PRも活用していく必要がある。

以上